

かながわ青少年社会環境健全化推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かながわ青少年社会環境健全化推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本推進会議は、かながわ青少年社会環境健全化推進会議(以下「県推進会議」という。)と称する。

(目的)

第3条 県推進会議は、青少年の健全な育成に望ましい社会環境をつくるため、民間と県・市町村の連携と共同による県民運動を展開し、社会環境健全化に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 県推進会議の構成員は、別表のとおりとする。

(活動)

第5条 県推進会議は、第3条の目的を達成するため、次のとおり活動をする。

- (1) 社会環境健全化活動に係る年間事業計画の策定
- (2) 広報啓発活動事業の企画
- (3) 地区社会環境健全化推進組織との連絡調整
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整
- (5) その他目的達成に必要な活動

(地区社会環境健全化推進組織)

第6条 県推進会議及び地域の活動を円滑にするため、地域県政総合センターごとに地域の実情に応じて地区社会環境健全化推進組織(以下「地区組織」という。)を構成することができる。

- 2 横浜地区及び川崎地区にあたっては、当該市域をもって地区組織の活動地区とする。
- 3 地区組織の構成員及び運営に関する事項は、当該地区で定める。

(役員)

第7条 県推進会議には、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、県推進会議を代表し、事務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順序にしたがい会長を代理する。

(役員を選出)

第9条 役員は、推進会議構成員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 県推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要であると認めるときは、会議に構成員以外の出席を求めることができる。

(議決)

第12条 県推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第13条 県推進会議には、その事業を円滑に実施するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、会長が指名する者をもって構成する。

(事務局)

第14条 県推進会議の庶務は、福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課において処理するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、県推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成8年5月29日から施行し、平成11年3月31日をもって廃止する。

附則 この要綱は、平成9年6月11日から施行し、平成11年3月31日をもって廃止する。

附則 この要綱は、平成10年10月22日から施行し、平成13年3月31日をもって廃止する。

附則 この要綱は、平成11年6月9日から施行し、平成13年3月31日をもって廃止する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

(別表)

神奈川県青少年指導員連絡協議会	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
神奈川県青少年の環境に関する業界協議会	社会を明るくする運動神奈川県推進委員会
神奈川県少年補導員連絡協議会	公益社団法人神奈川県薬剤師会
神奈川県民生委員児童委員協議会	神奈川県薬物乱用防止指導員協議会
神奈川県保護司会連合会	株式会社神奈川県新聞社
神奈川県立高等学校PTA連合会	株式会社テレビ神奈川
神奈川県PTA協議会	横浜市こども青少年局
横浜市PTA連絡協議会	川崎市こども未来局
川崎市PTA連絡協議会	相模原市こども・若者未来局
神奈川県私学保護者会連合会	神奈川県くらし安全防災局
神奈川県私立幼稚園父母の会連合会	神奈川県教育委員会教育局
県立学校長会議	神奈川県警察本部生活安全部
神奈川県市立高等学校長会	神奈川県福祉子どもみらい局
神奈川県公立中学校長会	
一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会	
神奈川県公立小学校長会	
神奈川県私立小学校協会	
神奈川県公立幼稚園・こども園協会	
公益社団法人神奈川県私立幼稚園連合会	
一般社団法人神奈川県保育会	